

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 24 年 6 月 26 日

審査機関名 一般社団法人 日本能率協会

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	金属リサイクル工場における 工業炉の更新による省エネルギー事業
排出削減事業者名	株式会社ヤマイチプライメタル
排出削減共同実施 事業者名	カーボンフリーコンサルティング株式会社
事業実施場所	株式会社ヤマイチプライメタル 刈谷本社工場 愛知県刈谷市一ツ木町大坪 116 番
事業の概要	金属リサイクル工場における A 重油工業炉を高効率な都市ガス工業炉に更新することによりエネルギー使用量を低減するとともに燃料転換による二酸化炭素削減を図る。
排出削減量の計画	2012 年度： 3,508 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 3,508 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	開始日 2012 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 003 工業炉の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業の実施サイト視察、既存設備設置場所の確認、新設設備の設置場所の確認等を通じ、当排出削減事業の場所が日本国内であることを確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：愛知県刈谷市一ツ木町大坪 116 番 事業実施サイトの視察日付：2012 年 6 月 6 日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認している。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用できることを質問、関係資料の閲覧、及び事業実施場所への訪問により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業者の投資回収年数については、入手した根拠資料等により検算した結果、3.7 年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数の算出については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 高効率バーナーへの更新を考えていた際、ガス供給会社より都市ガスを使用した高効率バーナーへの更新の提案を受けた。既存設備はA重油を燃料としたバーナーであることから、排出ガスの環境面の向上、CO2 の削減を考慮すると、燃料転換を実施し、高効率のバーナーへ更新することが最良と考え、都市ガスの高効率のバーナーへの更新を検討した。燃料転換、及び、バーナーの高効率化が重要との判断と、国内クレジットへの参加によるクレジット売却益を見込み、国内クレジットの適用による本プロジェクトの実施に至ったことを質問等により確認した。</p>

自主行動計画に参加していない者により行われること	排出削減事業者は、自主行動計画に参加していないことを、事業者への質問等により確認した。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 003 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>●方法論 003 工業炉の更新</p> <p>適用条件 1 については、高効率の都市ガスバーナーを使用した工業炉に更新されたことを、現地視察、根拠資料の閲覧により確認した。</p> <p>適用条件 2 については、根拠資料の閲覧、ヒアリングにより、既存バーナーを使用した工業炉が継続して利用可能であったことを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、排出削減事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量である生産量が計測できることを根拠資料の閲覧により確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれヒアリングと根拠資料により確認した。ベースラインエネルギー使用量は、平成 23 年度の都市ガス使用量実績により、求められている。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、設備の導入時期からの期間が法定耐用年数の 2 倍を超えているが、常に点検整備が行われていること、設備の更新タイミングまで操業していたことより、問題ないと判断した。</p> <p>4) 本事業で使用する工業炉の補機に係るリーケージ排出量については、本排出削減事業の排出削減量の 5% に満たないことを、関係者へのヒアリング及び現地視察により確認した。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

特になし

以上